

「地震ジャーナル」にご寄稿いただいた方々へ

「地震ジャーナル」全号電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関するお願い

「地震ジャーナル」編集委員会委員長 岡田義光

公益財団法人地震予知総合研究振興会は、1986年の創刊以来、機関誌「地震ジャーナル」の刊行を31年の長きに渡り続けて参りました。これも、ひとえに読者各位ならびにご寄稿をいただいた多くの方々のご支援、ご協力の賜物と深く感謝いたしております。

当振興会の公益法人への移行に伴って、本誌は51号より購読料を無償化するとともに、誌面を電子データ化し、インターネットへの公開を開始いたしました。なお、それ以前の1号～50号については、現在、目次のみをウェブ公開しておりますが、この度、これらについても誌面の電子データ化を行い、準備ができ次第公開することにいたしました。

この電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）行使の許諾又は譲渡が必要となります。

これまで、本誌の寄稿規定は、掲載論文などに関する著作権の問題が明確にされていない状態となっております。このため編集委員会では、この度、同規定を改訂し、ご寄稿いただいた論文などの著作権は当振興会に帰属することを定めると同時に、著作権規定も新たに整備いたしました。

これらの事情から、本電子アーカイブ化を進めるにあたり、今回の寄稿規定改訂および著作権規定制定以前の著作についても、著作権を当振興会に委譲していただくことといたしたく、お願い申し上げます。

万一、この件に関しましてご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2017年9月30日までに下記事務局あて文書または電子メールにてお申し出下さい。このお知らせは著者の皆さまの目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただきたく所存です。なお、お申し出のない場合にはご了承いただいたものとし、電子アーカイブとして公開する時期がまいりました段階で論文などを掲載させていただきたいと存じます。

「地震ジャーナル」事務局 連絡先

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町1-5-18 公益財団法人地震予知総合研究振興会

「地震ジャーナル」事務局

E-mail okada☆8f. adep. or. jp (☆を半角の@に変えてください)

TEL 03-3295-1966 FAX 03-3295-3136

「地震ジャーナル」著作権規則

平成29年3月31日 28規則第7号

第1条 この規則は、公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という）が発行する「地震ジャーナル」に掲載された論文、記事等の著作物（以下「著作物」という）の著作権について規定するものである。

第2条 「地震ジャーナル」に掲載された著作物の著作権（著作財産権, copyright）は、特別の断りがない限り、振興会に帰属する。

第3条 2017年4月1日より前の期間に発行された「地震ジャーナル」に掲載された著作物の著作権は著者に帰属するが、著者は次の3項について振興会に承認を与えるものとする。

- (1) 学術目的のため、該当する著作物の全部または一部を複製し、公衆送信すること。
- (2) 学術目的のため、第三者に著作物の全部または一部の引用・複製を許諾すること。
- (3) 上記の行為により収入がある場合は、この収入を振興会の運営費用に充てること。
ただし、上記について承認しない旨申し出があった著作物については、これを適用しない。

第4条 著作物の一部あるいは全部を複製、引用、転載する場合は、第5条及び第6条に定める場合を除いて、事前に振興会の許可を得るものとする。

第5条 著作物の一部あるいは全部を研究、教育、普及等の非営利目的のために複製、引用、転載する場合には、振興会の許可を必要としない。ただし、その場合には、当該著作物の出典を明示しなければならない。

第6条 著者が、研究、教育、普及等の非営利目的で著作物の一部あるいは全部を複製、引用、転載する場合には、これを妨げない。

第7条 著作権の行使にあたっては、振興会は、著作者人格権に十分留意するものとする。

第8条 この規則を改廃する場合は、地震ジャーナル編集委員会の承認を得て行うものとする。

附 則

この達は平成29年4月1日より施行する